

鳥取県東部広域行政管理組合
可燃物処理施設整備事業（仮称）

環境影響評価書

第5回変更届

〈別添資料〉

〈目 次〉

【第1編】

| | |
|---------------------|----|
| I 変更箇所及び理由 | 1 |
| II 事業の変更内容 | 6 |
| 2-2-5 対象事業の内容 | 7 |
| 1. 土地利用計画 | 7 |
| 7-1-1 大気質 | 15 |
| 1. 煙突排ガス等の諸元 | 15 |

【第2編】

| | |
|--------------------------------|----|
| III 事業計画の変更による環境影響評価への影響 | 17 |
|--------------------------------|----|

【第3編】

| | |
|-------------------------------------|----|
| IV 事後調査内容（環境保全措置及び事後調査内容）の一部修正箇所 .. | 22 |
|-------------------------------------|----|

I 変更箇所及び理由

「鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業（仮称）」の環境影響評価については、平成25年11月29日に環境影響評価条例第24条2項に基づく通知が鳥取県知事より提出された。その後、平成25年12月13日より平成26年1月14日までの間、環境影響評価書の公告・縦覧を実施した。

その後、「新可燃物処理施設整備計画」（以下「本計画」という。）を策定したことに伴い、処理対象物、施設規模、炉数、計画ごみ質、処理方式の見直しを行うとともに、対象事業実施区域の東側生活道路を経由した場内アプローチについて見直しを行ったことにより、土地利用計画を一部変更することとした。

これまでの計画変更経緯に係る対象事業変更届出書の内容は、次頁に記載のとおりである。平成26年1月29日に「第1回対象事業変更届出書」を提出しており、平成26年3月31日には、平成26年2月5日に開催された「第4回環境影響評価審査会」において指摘された内容を修正及び1炉当たりの処理能力の増加（90 t/日から120 t/日）に伴うばいじん及びダイオキシン類の法規制値の変更等について「第2回対象事業変更届出書」として提出している。平成27年11月27日には、計画施設の処理方式をストリーカ方式に決定したこと及び焼却残渣処理方式決定に伴う土地利用計画、搬入計画の一部変更について「第3回対象事業変更届出書」として提出している。この処理方式決定に伴い、予測評価の内容に一部変更が見込まれたことから、評価書内容との比較検証を併せて行い、本事業の及ぼす環境影響が全体的に増加しないことを確認している。

また、平成29年9月11日には、一部地域で用地取得が困難になったことから、土地利用計画及び緑化計画について見直しを行い、「第4回対象事業変更届出書」として提出しており、プラントメーカー決定後に再度、評価書内容との比較検証を行い、その結果を反映した最終版の評価書として取り纏めるとともに、環境影響評価条例の目的を達成するため、環境影響評価手続きで行った予測評価と同等の手続きを実施することとしている。

以上の経過を踏まえ、今回、プラントメーカーが決定し、詳細の諸元が確定したことから、その諸元に基づく再予測等を実施したうえで、評価書内容との比較検証を行い最終版の評価書として取り纏めを行うものである。

表 対象事業変更届出書の提出内容

| 項目 | 主な変更内容 |
|---|---|
| <p>第1回対象事業 変更届書 (平成26年1月29日提出)</p> | <p>1、対象事業の規模〔処理方式及び計画規模（施設規模・炉数）の変更〕の変更 ・処理方式：3方式5種類から2方式3種類に変更 ・施設規模：1日あたり270トンから240トンに変更 ・炉の構成：3炉構成から2炉構成に変更 ・1炉あたり処理能力の増加：1炉あたり90トン/日から120トン/日に変更</p> <p>2、土地利用計画〔東側生活道路沿いエリアにおける土地利用計画〕の変更 ・一部場内アプローチ変更に伴い、東側生活道路沿いエリアにおいて、残置森林の一部を除外のうえ、擁壁等の一部を残置森林や既存道路に変更</p> <p>3、処理対象物及び計画ごみ質の変更 ・処理対象物のプラスチックごみについて、分別排出を基本に汚れたプラスチックごみに変更 ・既存工場の最新のごみ質分析結果に基づき、計画ごみ質の見直し変更</p> |
| <p>第2回対象事業 変更届書 (平成26年3月31日提出)</p> | <p>1、計画ごみ質変更に伴う環境保全対策の追加変更 ・炉内燃焼温度に係る管理の充実化</p> <p>2、公害防止に係る計画目標値の変更 ・1炉あたりの処理能力増加（90 t/日から120 t/日）に伴うばいじん及びダイオキシン類の法規制値等の変更</p> |
| <p>第3回対象事業 変更届書 (平成27年11月27日提出)</p> | <p>1、処理方式等の決定、環境影響評価書に記載した予測評価内容との比較検証 ・処理方式がストーカ方式に決定 ・処理方式の決定に伴う、環境影響評価書に記載した予測評価内容との比較検証 ・比較検証は、以下の2～4の変更等も踏まえて実施</p> <p>2、土地利用計画〔工場棟の建築面積〕の変更 ・処理方式決定に伴い、工場棟のボリュームも含めて土地利用計画を再検討し、工場棟建築面積を変更</p> <p>3、搬出入車両台数の変更 ・平成26年度の圏域内搬入実績をベースに再度搬出入車両台数を見直し</p> <p>4、対象事業実施区域を取り巻く情勢の変化 ・工事最盛時期の遅れ、隣接地の工業団地の工事進捗、河原インター線の全線開通による情勢変化を踏まえ、環境影響評価書に記載した「対象事業実施区域及びその周囲の概況」を時点更新、平成25年10月に自主的な騒音振動交通量調査の実施、工業団地の搬出入車両台数について鳥取市へ追加ヒアリングを行い、再試算</p> |
| <p>第4回対象事業 変更届書 (平成29年9月11日提出)</p> | <p>1、土地利用計画の変更 ・一部地域で用地取得が困難になったことから、改変範囲を再検討</p> <p>2、緑化計画の変更 ・改変範囲を含む土地利用計画変更による緑地面積の見直し (届出内容)</p> |
| <p>工事着手届出書 (平成29年11月1日提出)</p> | <p>1、工事の概要 【敷地造成の主な工事】 ・敷地の造成一式 約 79,100 m² 【ごみ処理施設の主な建設工事】 ・建物等(工場棟等)の建設 約 8,100 m² ・通路・駐車場等の整備 約 19,900 m²</p> <p>2、工事予定期間 ・平成29年11月2日～平成34年3月31日</p> |

《今回の変更内容》

今回の変更については、プラントメーカー決定に伴う計画建物等の変更、及び隣接する河原インター山手工業団地の造成完了に伴い本事業との事業区域境界が確定したことによる土地利用計画の変更するものである。

また、プラントメーカー決定に伴う処理施設の詳細設計及び排ガス諸元が確定した為、これを変更するものである。

計画の一部を変更する箇所及びその理由は、次に示すとおりである。

(1) 土地利用計画〔土地利用面積の変更〕

土地利用計画については、工場棟をやや南西側に寄せた配置とし、敷地中央より北西側に災害廃棄物仮置場を含めた通路・駐車場等として配置する計画とした。敷地外周部に新設緑地や残置森林を配置して周辺地域の景観に配慮する計画に変更はない。

また、事業区域北にある河原インター山手工業団地（以下、「工業団地」という。）と接する対象事業実施区域を変更した。

対象事業実施区域の変更理由は、下記のとおりである。

工業団地と接する事業区域北側については、環境影響評価書を作成した平成25年10月時点において、先行する工業団地の事業区域に合わせて本事業の事業実施区域（境界線）を設定していたが、平成30年6月に工業団地の造成工事が完了したことに伴い、鳥取市と協議・調整した結果、境界線を工業団地の法面下端に合わせて当初の予定よりも工業団地側に3～24m程度（延長160m程度）後退させるとともに、生じた約2000m²の土地を本事業の事業実施区域に新たに追加し、調整池堰堤の一部とすることとなった。

追加範囲については元々自然の森林等ではなく雑種地であり、工事着手前に行っていた本事業の環境影響評価における現地調査の結果についても、重要種に該当する植物及び、保全すべき対象となる生物は確認されていない。

そのため、この部分を事業範囲として追加しても環境影響の増加の恐れがなく、変更による本事業の環境影響の増加は造成工事中の建設機械の稼働による騒音・振動などごく僅かであると考えられる。

よって、当該変更は、鳥取県環境影響評価条例施行規則第31条第1項第1号に掲げる環境影響評価手続きを要しない変更と該当すると考える。

なお、平成29年11月に鳥取県環境影響評価条例第31条の規定に基づく工事着手届出書を提出しており、追加した範囲の土地の造成については、既に着手済みである。

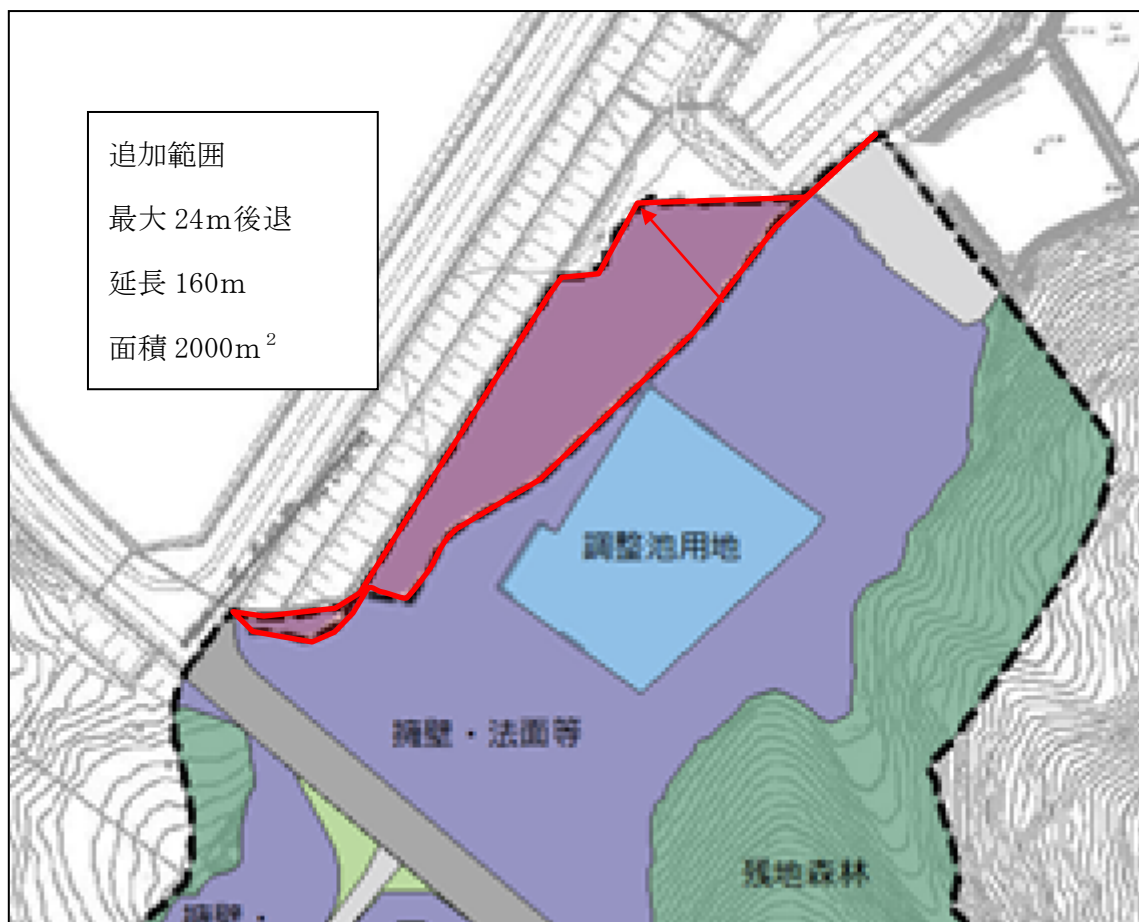


図 対象事業実施区域変更内容

(2) 煙突排ガスの諸元

プラントメーカー決定に伴い、処理施設の詳細設計及び排ガス諸元が確定したことから、排ガス諸元等を変更した。

Ⅱ 事業の変更内容

事業内容の変更箇所とその内容は、次頁以降に示すとおりである。

なお、変更前後の内容の対比に配慮して、評価書に記載の内容を左頁に、変更後の内容を右頁に取りまとめた。図表番号やタイトルなどは、評価書及び対象事業変更届出書（第1回～第4回）の記載内容に統一し、変更箇所については、下線を記載した。

2-2-5 対象事業の内容

1. 土地利用計画

土地利用計画の概要は、表 2-2.2 及び図 2-2.5 に示すとおりである。

敷地の中央に工場棟を、北西側にストックヤード等を配置する。また、計画地の外周部には、新設緑地や残置森林を配置して周辺地域の景観に配慮した計画とする。

表 2-2.2 土地利用計画の概要

| 土地利用区分 | | 面積 | 構成比 | 備考 |
|---------|------|-------------------------|----------|--------------|
| 計画建物等 | | 約 8,100m ² | 約 7.4% | 工場棟、ストックヤード等 |
| 通路・駐車場等 | | 約 19,900m ² | 約 18.2% | |
| 道路 | | 約 2,300m ² | 約 2.1% | |
| 緑地 | 残置森林 | 約 30,100m ² | 約 27.6% | |
| | 新設緑地 | 約 28,700m ² | 約 26.2% | |
| | 小計 | 約 58,800m ² | 約 53.8% | |
| 擁壁等 | | 約 18,200m ² | 約 16.7% | |
| 調整池 | | 約 1,900m ² | 約 1.8% | |
| 合計 | | 約 109,200m ² | 約 100.0% | |

※合計は四捨五入の関係で合計が一致しないことがある。

<変更後>

2-2-5 対象事業の内容

1. 土地利用計画

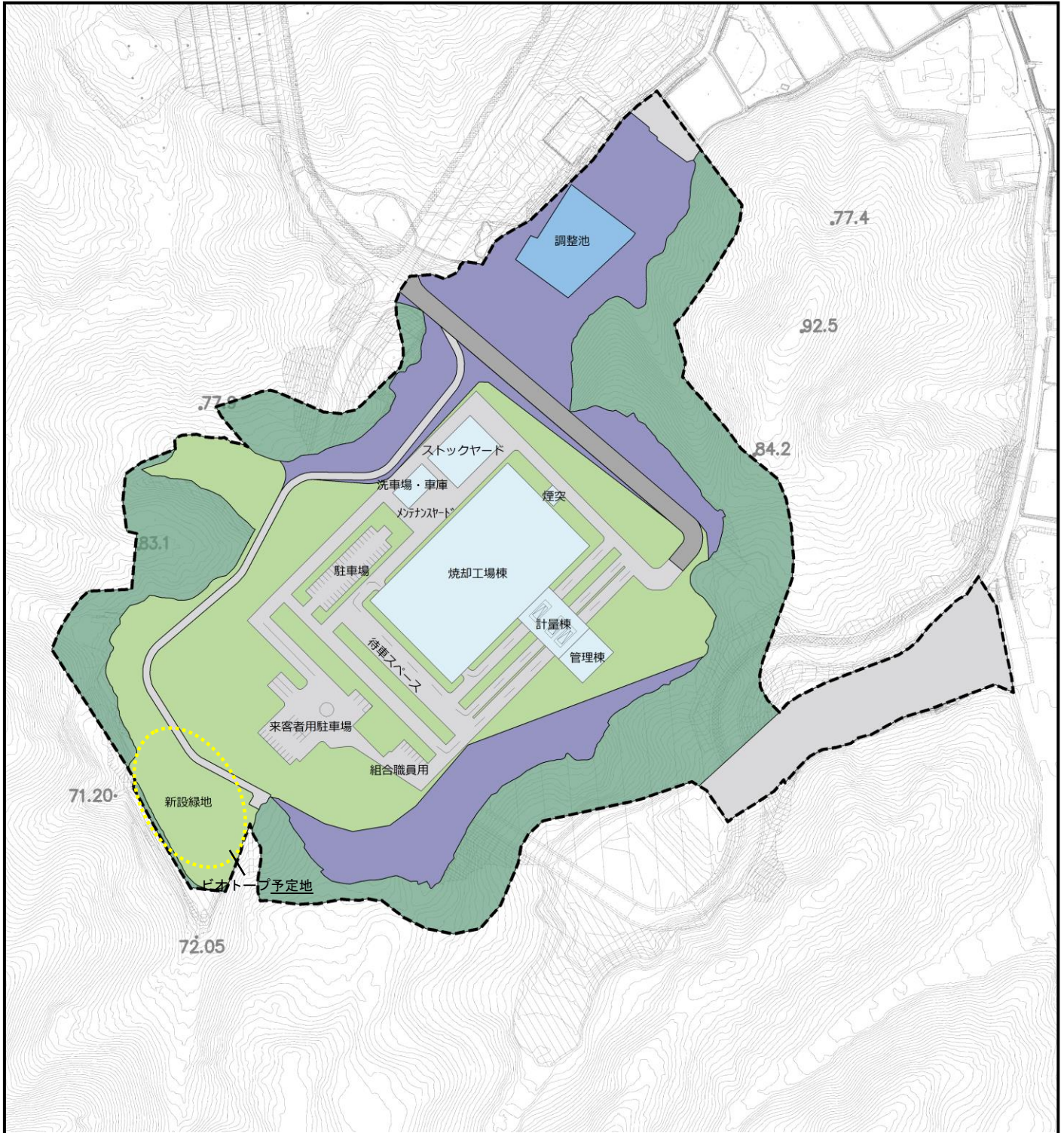
土地利用計画の概要は、表 2-2.2 及び図 2-2.5 に示すとおりである。

敷地のやや南西寄りに工場棟を、北西側に通路・駐車場等を配置する。また、計画地の外周部には、新設緑地や残置森林を配置して周辺地域の景観に配慮した計画とする。

表 2-2.2 土地利用計画の概要


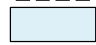



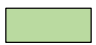



| 土地利用区分 | | 面積 | 構成比 | 備考 |
|-----------------|------|-------------------------|----------|------------|
| 計画建物等 | | 約 5,300m ² | 約 4.8% | 工場棟等 |
| 通路・駐車場等 | | 約 30,600m ² | 約 27.6% | 災害廃棄物仮置場含む |
| 道路 | | 約 2,300m ² | 約 2.1% | |
| 緑地 | 残置森林 | 約 30,100m ² | 約 27.1% | |
| | 新設緑地 | 約 20,700m ² | 約 18.6% | ビオトープ含む |
| | 小計 | 約 50,800m ² | 約 45.7% | |
| 擁壁・ <u>法面</u> 等 | | 約 20,200m ² | 約 18.2% | |
| 調整池 | | 約 1,900m ² | 約 1.7% | |
| 合計 | | 約 111,200m ² | 約 100.0% | |

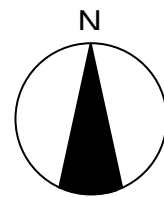
※合計は四捨五入の関係で合計が一致しないことがある。



凡 例

この地図は、鳥取市白図を使用したものである。

-  : 対象事業実施区域
-  : 計画建物等
-  : 通路・駐車場等
-  : 道路
-  : 残置森林
-  : 新設緑地
-  : 擁壁・法面等
-  : 調整池
-  : ピオトープ予定地



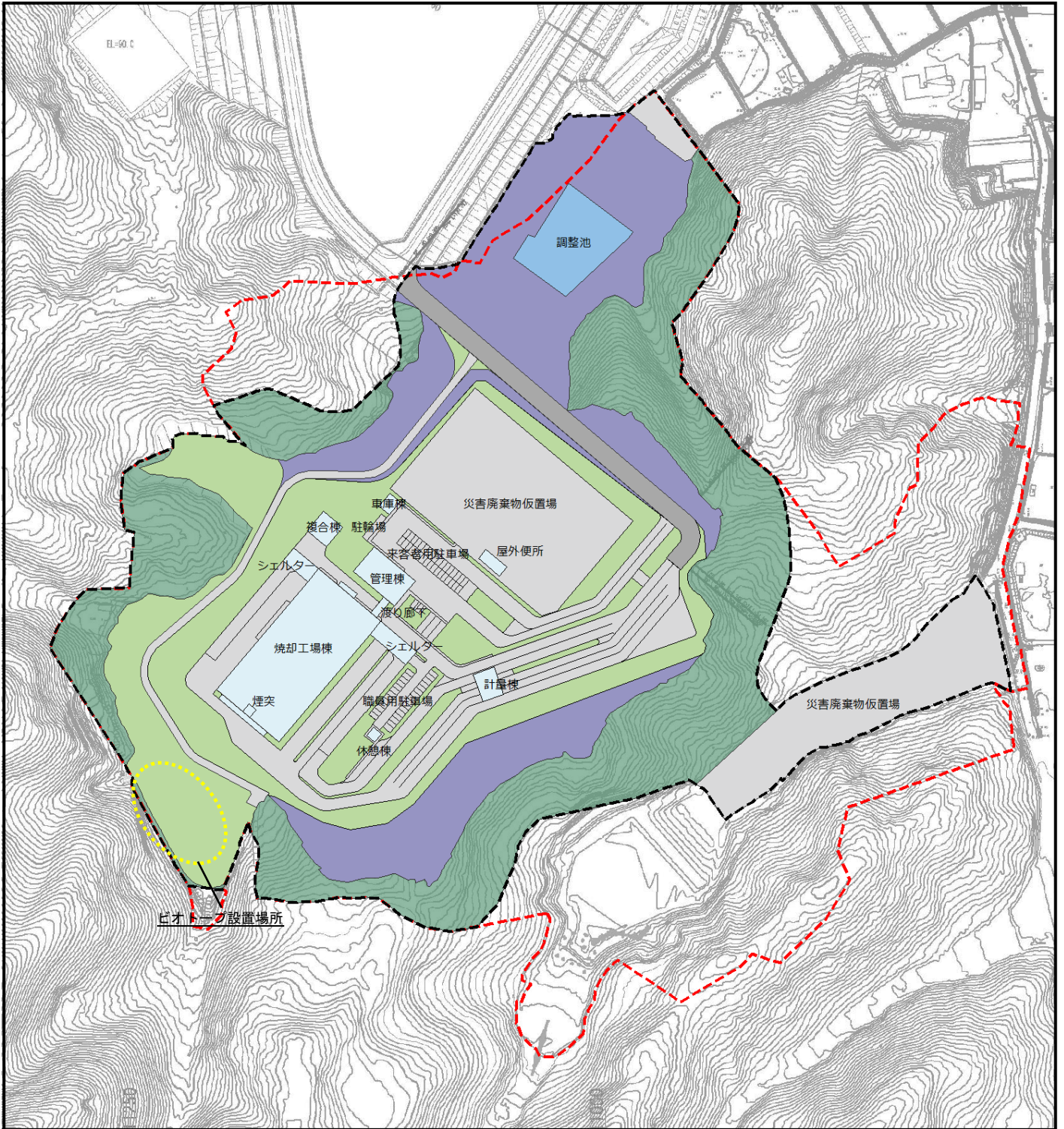
1 : 3,000



※土地利用計画図は案であり、今後さらに検討していく予定である。

図 2-2.5 土地利用計画図

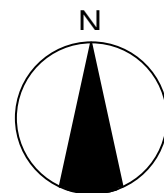
<変更後>



凡 例

この地図は、鳥取市白図を使用したものである。

- : 対象事業実施区域
- : 計画建物等
- : 通路・駐車場等
- : 道路
- : 新設緑地
- : 擁壁・法面等
- : 調整池
- : ビオトープ設置場所
- : 残置森林



1 : 3.000



図 2-2.5 土地利用計画図

対象事業における主要施設等の概要は、表2-2.3に示すとおりである。

主要な建築物として、工場棟があり、焼却炉等の主要な設備のほか、発電施設等を設置する。なお、ごみ処理方式は「ストーカ方式」とする。また、工場棟の立面図を図2-2.6に示す。

表 2-2.3 主要施設等の概要

| 区 分 | 構造・諸元 |
|-------|--|
| 工 場 棟 | 建築面積：約6,000m ² 、高さ：32～35m ^{注)} 構造：鉄骨鉄筋コンクリート造を基本 階数：地上6階 |
| | 焼却炉 能力：240 t/日 (120 t/日×2炉) |
| | その他 発電施設 管理室、トラックスケール 見学ルート等の設定 ごみピット：10日分以上 |
| 煙 突 | 59m ^{程度} |
| 緑 地 | 約58,800m ² (53.8%) (新設緑地：約28,700m ² 、残置森林：約30,100m ²) |

注) 工場棟の高さについては、建物が高いほうが、大気環境や景観等への影響が大きくなることから、予測評価に用いる高さは、最大となる35mと設定した。

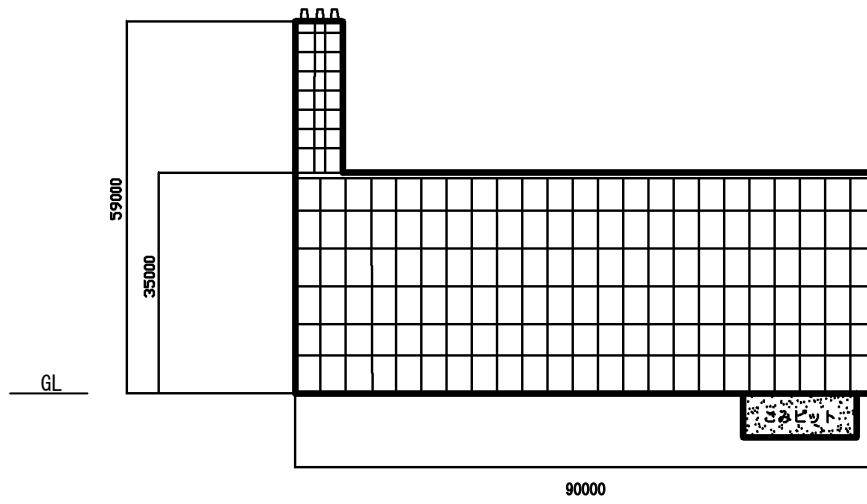
<変更後>

対象事業における主要施設等の概要は、表2-2.3に示すとおりである。

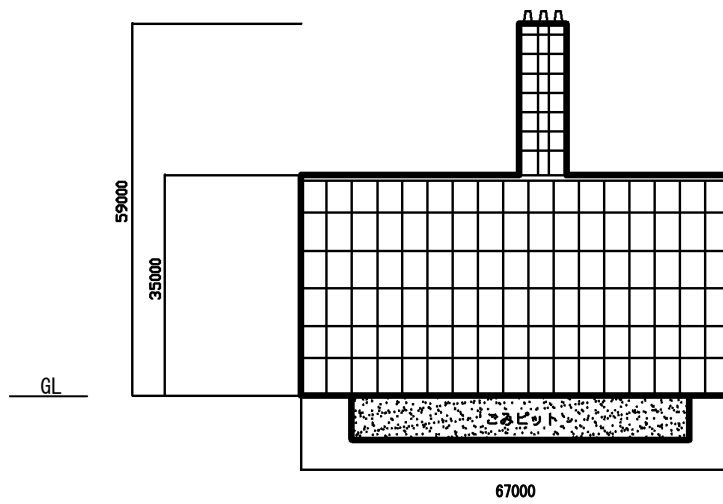
主要な建築物として、工場棟があり、焼却炉等の主要な設備のほか、発電施設等を設置する。なお、ごみ処理方式は「ストーカ方式」とする。また、工場棟の立面図を図2-2.6に示す。

表 2-2.3 主要施設等の概要

| 区 分 | 構造・諸元 |
|-----|--|
| 工場棟 | 建築面積： <u>約3,600m²</u> 、高さ： <u>28～30m</u> 構造：鉄骨鉄筋コンクリート造を基本 階数：地上6階 |
| 焼却炉 | 能力：240 t/日（120 t/日×2炉） |
| その他 | 発電施設 管理室、トラックスケール 見学ルート等の設定 ごみピット：10日分以上 |
| 煙 突 | 59m |
| 緑 地 | <u>約50,800m²</u> （45.7%） （新設緑地： <u>約20,700m²</u> 、残置森林： <u>約30,100m²</u> ） |



西側立面図

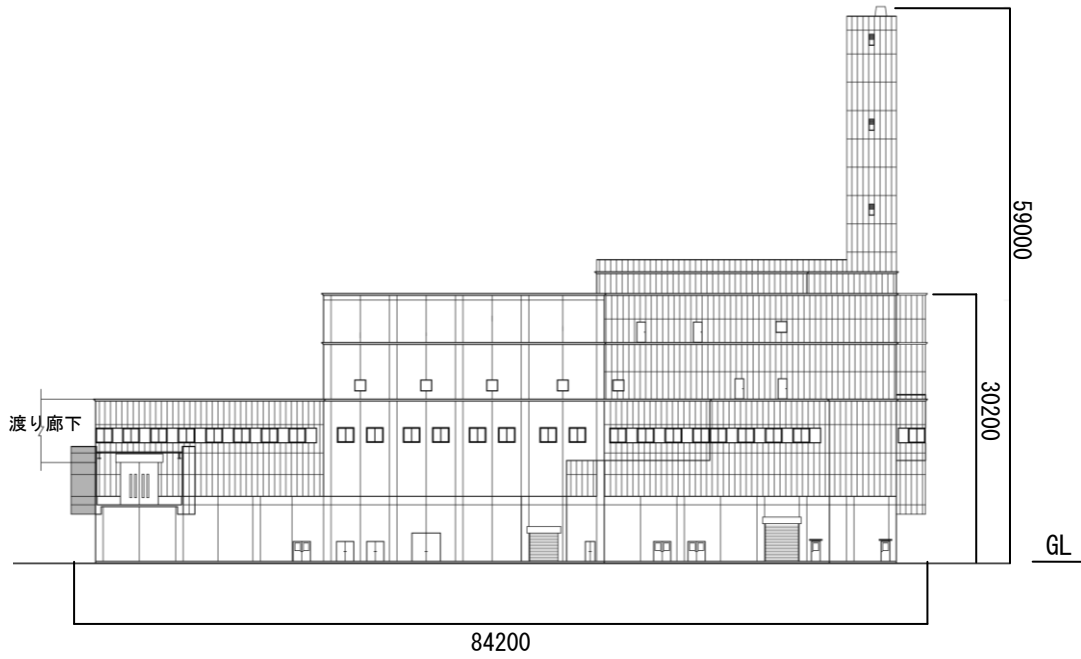


南側立面図

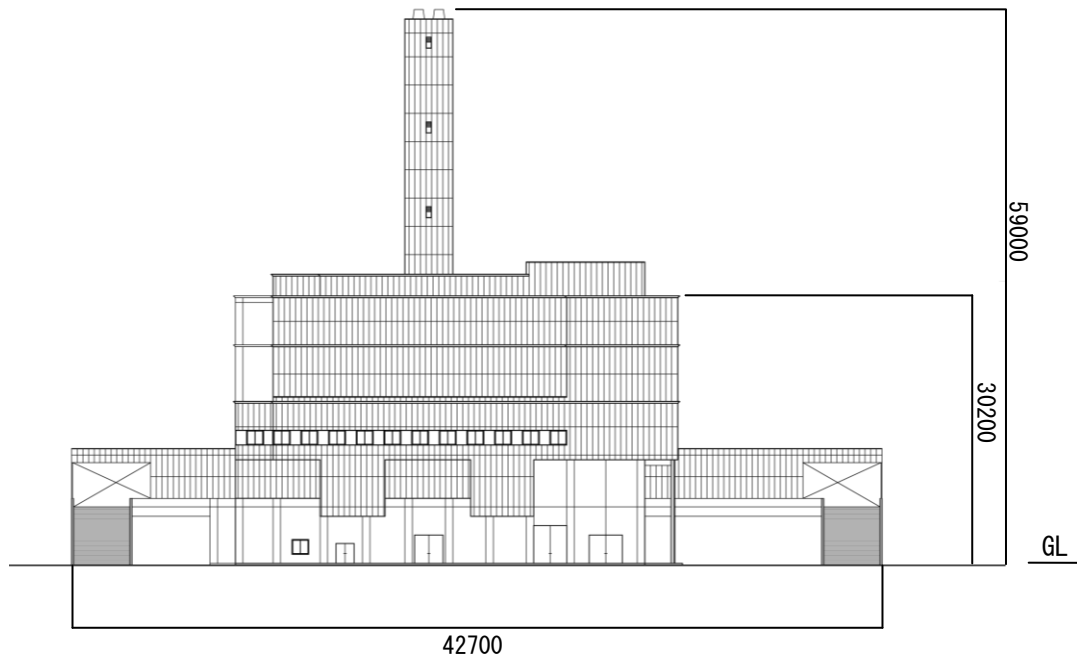
<単位：mm>

図 2-2.6 工場棟立面図

<変更後>



西側立面图



南侧立面图

<单位：mm>

图 2-2.6 工場棟立面图

表7-1-1.64 弱風時、無風時の拡散パラメータ

弱風時

| 大気安定度 | α | γ |
|-------|----------|----------|
| A | 0.748 | 1.569 |
| A-B | 0.659 | 0.862 |
| B | 0.581 | 0.474 |
| B-C | 0.502 | 0.314 |
| C | 0.435 | 0.208 |
| C-D | 0.342 | 0.153 |
| D | 0.270 | 0.113 |
| E | 0.239 | 0.067 |
| F | 0.239 | 0.048 |
| G | 0.239 | 0.029 |

無風時

| 大気安定度 | α | γ |
|-------|----------|----------|
| A | 0.948 | 1.569 |
| A-B | 0.859 | 0.862 |
| B | 0.781 | 0.474 |
| B-C | 0.702 | 0.314 |
| C | 0.635 | 0.208 |
| C-D | 0.542 | 0.153 |
| D | 0.470 | 0.113 |
| E | 0.439 | 0.067 |
| F | 0.439 | 0.048 |
| G | 0.439 | 0.029 |

出典：「窒素酸化物総量規制マニュアル [新版]」（平成12年12月 公害研究対策センター）

c. 予測条件

(a) 煙突排ガスの諸元

煙突排ガス等の諸元（ストーカ方式）は、表7-1-1.65に示すとおりである。

表7-1-1.65 煙突排ガス等の諸元

| 項目 | 諸元 | |
|----------------------------|--|--------------------------|
| | ストーカ方式 | |
| 焼却量 | 270 t/日 (90 t/日 × 3 炉) | |
| 煙突高さ | 59m | |
| 湿り排ガス量（1 炉あたり） | 27,000m ³ /時 | |
| 乾き排ガス量（1 炉あたり） | 22,800m ³ /時 (O ₂ 濃度：11.0%) | |
| 排ガス温度 | 150°C | |
| 排ガス吐出速度 | 19.5m/秒 | |
| 汚染物質濃度 (酸素濃度 12%換算値) | 硫黄酸化物 | 100ppm |
| | 窒素酸化物 | 100ppm |
| | ばいじん | 0.01g/m ³ |
| | 塩化水素 | 50ppm |
| | ダイオキシン類 | 0.1ng-TEQ/m ³ |

注) 焼却量については第1回変更届で240t/日に変更しており、今後プラントメーカー決定後に詳細が確定した段階で諸元を明らかにする。

(b) 気象条件

風向は、河原町総合運動場における1年間の地上気象調査結果に基づく風向を用いた。

風速は、河原町総合運動場における1年間の風速調査結果を「(1)工事の実施 ①資材運搬車両等の走行に伴う排気ガスによる大気汚染」で示したべき乗則の式により、煙突高59mの風速に補正して用いた。

大気安定度は、1年間の地上気象調査結果を用いて設定した。

<変更後>

表7-1-1.64 弱風時、無風時の拡散パラメータ

弱風時

| 大気安定度 | α | γ |
|-------|----------|----------|
| A | 0.748 | 1.569 |
| A-B | 0.659 | 0.862 |
| B | 0.581 | 0.474 |
| B-C | 0.502 | 0.314 |
| C | 0.435 | 0.208 |
| C-D | 0.342 | 0.153 |
| D | 0.270 | 0.113 |
| E | 0.239 | 0.067 |
| F | 0.239 | 0.048 |
| G | 0.239 | 0.029 |

無風時

| 大気安定度 | α | γ |
|-------|----------|----------|
| A | 0.948 | 1.569 |
| A-B | 0.859 | 0.862 |
| B | 0.781 | 0.474 |
| B-C | 0.702 | 0.314 |
| C | 0.635 | 0.208 |
| C-D | 0.542 | 0.153 |
| D | 0.470 | 0.113 |
| E | 0.439 | 0.067 |
| F | 0.439 | 0.048 |
| G | 0.439 | 0.029 |

出典：「窒素酸化物総量規制マニュアル [新版]」（平成12年12月 公害研究対策センター）

c. 予測条件

(a) 煙突排ガスの諸元

煙突排ガス等の諸元（ストーカ方式）は、表7-1-1.65に示すとおりである。

表7-1-1.65 煙突排ガス等の諸元

| 項目 | 諸元 | |
|----------------------------|---|-----------------------------------|
| | ストーカ方式 | |
| 焼却量 | 240 t/日 (120 t/日 × 2 炉) | |
| 煙突高さ | 59m | |
| 湿り排ガス量（1 炉あたり） | 34,200m ³ /時 | |
| 乾き排ガス量（1 炉あたり） | 27,300m ³ /時 (O ₂ 濃度：5.4%) | |
| 排ガス温度 | 180°C | |
| 排ガス吐出速度 | 35.7m/秒 | |
| 汚染物質濃度 (酸素濃度 12%換算値) | 硫黄酸化物 | 100ppm |
| | 窒素酸化物 | 100ppm |
| | ばいじん | 0.01g/m ³ |
| | 塩化水素 | 50ppm |
| | ダイオキシン類 | 0.1ng-TEQ/m ³ |
| | 水銀 | 30 μg/m ³ _N |

(b) 気象条件

風向は、河原町総合運動場における1年間の地上気象調査結果に基づく風向を用いた。

風速は、河原町総合運動場における1年間の風速調査結果を「(1)工事の実施 ①資材運搬車両等の走行に伴う排気ガスによる大気汚染」で示したべき乗則の式により、煙突高59mの風速に補正して用いた。

大気安定度は、1年間の地上気象調査結果を用いて設定した。

Ⅲ 事業計画の変更による環境影響評価への影響

諸元確定に伴う計画変更による環境影響の変化の見込みとその対応は、表-1(1)～(3)に示すとおりである。今回、プラントメーカーが決定し、詳細の諸元が確定したことから、その諸元に基づく再予測等を実施したうえで、評価書内容との比較検証を行い最終版の評価書として取り纏めを行う。

表-1(1) 計画の一部変更による環境影響の変化の見込みとその対応

| 環境要素 | 影響要因 | 計画の変更による環境影響の変化の見込み | 対応 ^{注)} | |
|--------|-------|---------------------|---|---|
| 大気質 | 工事の実施 | 資材運搬車両等の走行 | 第3回変更届時点から施工計画の内容が変わるものの、変更後の年間最大の工事用車両台数が第3回変更届の台数と比較して少なくなるため、影響評価は変更前と比較して少なくなると想定されます。資材運搬車両等の走行に伴う環境影響は第3回変更届の内容と比較して小さくなるものと想定されます。 | △ |
| | | 造成工事 | 第3回変更届時点から土地利用計画の内容が変わるものの、新たに造成する面積に変更はないことから、造成工事に伴う粉じんの影響は第3回変更届に記載した内容と変更はありません。なお、粉じん防止対策は、評価書に記載した内容と変更はありません。 | — |
| | 施設の供用 | 廃棄物運搬車両等の走行 | 第3回変更届時点から廃棄物運搬車両台数が変わらないことから、廃棄物運搬車両等の走行に伴う環境影響は第3回変更届に記載した内容と変更ありません。 なお、供用時には、廃棄物運搬車両等について、走行ルートを指定する、運行管理を行うことにより車両等の集中を避ける等の評価書に記載した環境保全措置を講じる計画としています。 | — |
| | | 施設の稼働(煙突排ガス) | 第3回変更届時点から排ガス発生源の位置・諸元等が変わることから、煙突排ガスによる環境影響について、第3回変更届の内容と比較して変化が生じるため、影響の程度を検証します。 | ○ |
| 騒音及び振動 | 工事の実施 | 資材運搬車両等の走行 | 第3回変更届時点から施工計画の内容が変わるものの、変更後のピーク日の工事車両台数が第3回変更届時点の台数と比較して少なくなるため、資材運搬車両等の走行に伴う環境影響は第3回変更届の内容と比較して小さくなるものと想定されます。 | △ |
| | | 建設機械の稼働 | 評価書時点から施工計画の内容が変わるものの、予測対象時期(造成工事)の建設機械台数について評価書時点の台数と比較して減少すると想定されることから、建設機械の稼働に伴う影響は、評価書の内容と比較して小さくなるものと想定されます。 | △ |
| | 施設の供用 | 廃棄物運搬車両等の走行 | 第3回変更届時点から廃棄物運搬車両等の台数が変わらないことから、車両走行に伴う環境影響は第3回変更届に記載した内容と変更はありません。 なお、供用時には、廃棄物運搬車両等について、走行ルートを指定する、運行管理を行うことにより車両等の集中を避ける等の環境保全措置を講じる計画としています。 | — |
| | | 施設の稼働 | 評価書時点から主要な設備機器の種類、台数及び配置が変わることから、施設稼働に伴う影響について、評価書の内容と比較して変化が生じるため、影響の程度を検証します。 | ○ |

注) “対応” 欄の記載内容は、次のとおりである。

○：計画の一部変更により環境影響が評価書の内容と比較して大きくなる可能性があるため、予測評価を行う項目。

△：計画の一部変更により環境影響が評価書の内容と比較して小さくなると見込まれる項目。

—：計画の一部変更により環境影響が評価書の内容と比較して変化がないと見込まれる項目。

表-1(2) 計画の一部変更による環境影響の変化の見込みとその対応

| 環境要素 | 影響要因 | | 計画の変更による環境影響の変化の見込み | 対応 ^{注)} |
|-------------------|-----------|-----------------|--|------------------|
| 悪臭 | 施設の 供用 | 煙突排ガス | 第3回変更届時点から排ガス発生源の位置・諸元等が変わることから、煙突排ガスによる環境影響について、第3回変更届の内容と比較して変化が生じるため、影響の程度を検証します。 | ○ |
| | | 施設からの臭気の漏洩 | 第3回変更届時点から土地利用計画が一部変更となるものの、工場棟を敷地南西側に配置することで最寄り民家までの距離が変更前より一層確保されることから、施設からの臭気の漏洩による影響は、評価書の内容と比較して小さくなるものと想定されます。 | △ |
| 水質・ 底質・ 地下水 | 工事の 実施 | 造成工事 | 第3回変更届時点から施工計画の内容が変わるものの、造成範囲が変わらず、造成工事の内容に変更はないことから、造成工事に伴う濁水の発生量は評価書に記載した内容と変更はありません。 | — |
| | 施設の 供用 | 施設の 稼働 | 評価書時点から主な用排水計画、水処理及び排水水質の内容に変更はなく、排水量も減少することから、施設の稼働に伴う汚水の発生等による影響は、評価書の内容と比較して小さくなるものと想定されます。 | △ |
| 地形・ 地質 | 工事の 実施 | 造成工事 | 第3回変更届時点から土地利用計画の一部見直しを行うものの、造成範囲に変更はないことから、造成工事に伴う影響は第3回変更届時点に記載した内容と変更ありません。 | △ |
| 土壌 | 施設の 供用 | 施設の 稼働 | 第3回変更届時点から排ガス発生源の位置・諸元等が変わることから、煙突排ガスによる環境影響について、第3回変更届の内容と比較して変化が生じるため、影響の程度を検証します。 | ○ |
| 植物 | 工事の 実施 | 造成工事 | 土地利用計画の一部見直しを行うものの、評価書時点と比較して土地利用計画、緑化計画の段階的な見直しにより造成範囲が小さくなっていることから、造成工事に伴う環境影響は評価書の内容と比較して小さくなるものと想定されます。 一方で評価書時点より改変範囲が変更となっていることを踏まえ、造成工事に伴う環境影響について、評価書の内容と比較して変化が生じるため、影響の程度を検証します。 | ○ |
| 動物 | 工事の 実施 | 造成工事 | 土地利用計画の一部見直しを行うものの、評価書時点と比較して土地利用計画、緑化計画の段階的な見直しにより造成範囲が小さくなっていることから、造成工事に伴う環境影響は評価書の内容と比較して小さくなるものと想定されます。 一方で評価書時点より改変範囲が変更となっていることを踏まえ、造成工事に伴う環境影響について、評価書の内容と比較して変化が生じるため、影響の程度を検証します。 | ○ |
| | | 建設機 械の 稼働 | 土地利用計画の一部見直しに伴って施工計画の内容が変わるものの、評価書時点と比較して造成面積が小さくなるとともに、建設機械台数についても減少していることから、建設機械稼働に伴う騒音振動が注目すべき種（ほ乳類、鳥類）の生息状況に与える影響は、評価書の内容と比較して小さくなるものと想定されます。 一方で評価書時点より改変範囲が変更となっていることを踏まえ、環境影響について、評価書の内容と比較して変化が生じるため、影響の程度を検証します。 | ○ |
| | 施設の 供用 | 施設の 稼働 | 評価書時点から主要な設備機器の種類、台数及び配置が変わることから、施設の稼働に伴う騒音振動の影響について評価書の内容と比較して変化が生じるため、影響の程度を検証します。 | ○ |

注) “対応” 欄の記載内容は、次のとおりである。

○：計画の一部変更により環境影響が評価書の内容と比較して大きくなる可能性があるため、予測評価を行う項目。

△：計画の一部変更により環境影響が評価書の内容と比較して小さくなると見込まれる項目。

—：計画の一部変更により環境影響が評価書の内容と比較して変化がないと見込まれる項目。

表-1(3) 計画の一部変更による環境影響の変化の見込みとその対応

| 環境要素 | 影響要因 | | 計画の変更による環境影響の変化の見込み | 対応 ^{注)} |
|----------|-------|-------------|--|------------------|
| 水生生物 | 工事の実施 | 造成工事 | 土地利用計画の一部見直しに伴って施工計画の内容が変わるものの、評価書時点と比較して造成面積（切土量）が減少すること、一部の溜池が改変されなくなることから、造成工事に伴う影響は小さくなると想定されます。 一方で評価書時点より改変範囲が変更となっており、環境影響について評価書の内容と比較して変化が生じるため、影響の程度を検証します。 | ○ |
| | 施設の供用 | 施設の稼働 | 土地利用計画が一部変更となるものの、用排水計画、水処理及び排水水質の内容に変更なく、排水量も減少することから、施設の稼働に伴う水生生物の影響は、評価書の内容と比較して小さくなるものと想定されます。 | △ |
| 生態系 | 工事の実施 | 造成工事 | 土地利用計画の一部見直しに伴って施工計画の内容が変わるものの、評価書時点と比較して造成面積（切土量）が減少することから、フクロウの分布状況・餌環境、モリアオガエルの生息環境への影響は小さくなると想定されます。 一方で評価書時点より改変範囲が変更となっており、環境影響について評価書の内容と比較して変化が生じるため、影響の程度を検証します。 | ○ |
| | 施設の供用 | 施設の存在 | 生息地の分断・移動経路の変化に及ぼす影響については、土地利用計画が一部変更となるものの、評価書時点と比較して残置森林の配置変更により樹林の分断が生じなくなることから、ホンドリカの移動経路については影響が小さくなると想定されます。 一方で評価書時点より改変範囲が変更となっており、環境影響について評価書の内容と比較して変化が生じるため、影響の程度を検証します。 | ○ |
| 景観 | 施設の供用 | 施設の存在 | 評価書時点から工場棟等の主要建物や煙突の配置が変わることから、建築物・工作物等の出現による主要な眺望景観の改変の程度について、評価書の内容と比較して変化が生じるため、影響の程度を検証します。 | ○ |
| 触れ合い活動の場 | 工事の実施 | 資材運搬車の走行 | 変更後のピーク日の工事車両台数が第3回変更届時点の台数と比較して少なくなるため、資材運搬車両等の走行に伴う環境影響は第3回変更届の内容と比較して小さくなるものと想定されます。一方で、主要な触れ合い活動の場へのアクセスルートとした鳥取自動車道の交通量については既往資料により増加が見込まれていることから、第3回変更届の内容と比較して変化が生じるため、影響の程度を検証します。 | ○ |
| | 施設の供用 | 廃棄物運搬車両等の走行 | 第3回変更届時点から廃棄物運搬車両等の台数が変わらないことから、車両走行に伴う環境影響は第3回変更届に記載した内容と変更はありません。 なお、供用時には、廃棄物運搬車両等について、走行ルートを指定する、運行管理を行うことにより車両等の集中を避ける等の環境保全措置を講じる計画としています。 | — |
| 廃棄物等 | 工事の実施 | 廃棄物の発生 | 第3回変更届時点から主要建物の規模、延床面積が変わることから、建設工事に伴う廃棄物の発生による影響について、第3回変更届に記載した内容と変化が生じるため、影響の程度を検証します。 | ○ |
| | 施設の供用 | 施設の稼働 | 第3回変更届時点から主要施設の規模・諸元が変わることから、施設の稼働に伴う廃棄物発生による影響について、第3回変更届に記載した内容と変化が生じるため、影響の程度を検証します。 | ○ |
| 温室効果ガス | 施設の供用 | 施設の稼働 | 評価書時点から計画施設の活動量が変わることから、施設の稼働に伴う温室効果ガス発生量について、評価書に記載した内容と変化が生じるため、影響の程度を検証します。 | ○ |

注) “対応” 欄の記載内容は、次のとおりである。

○：計画の一部変更により環境影響が評価書の内容と比較して大きくなる可能性があるため、予測評価を行う項目。

△：計画の一部変更により環境影響が評価書の内容と比較して小さくなると見込まれる項目。

—：計画の一部変更により環境影響が評価書の内容と比較して変化がないと見込まれる項目。

IV 事後調査内容（環境保全措置及び事後調査内容）の一部修正箇所

今回、プラントメーカーが決定し、詳細の諸元が確定したことや、土地利用計画の一部変更に伴い、環境保全措置及び事後調査内容を一部修正する。修正事項は次頁以降に示すとおりである。

第 8 章 環境保全措置

本事業の環境保全措置の内容を表 8-1(1)～(6)に示す。

表8-1(1) 環境保全措置 (1/6)

| 環境要素 | 影響要因 | | 保全措置の内容 |
|------|----------|-------------|---|
| 大気質 | 工事の実施 | 資材運搬車両等の走行 | <ul style="list-style-type: none"> 資材運搬車両等は、工程等の管理や配車の計画を行うことにより車両の集中を避ける。 資材運搬車両等は、アイドリングストップを徹底する。 資材運搬車両等は、整備、点検を徹底する。 |
| | | 土地造成工事の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域の敷地境界には仮囲い等を設置する。 粉じんの発生が予想される作業を行う場合や乾燥時、強風時には、適宜散水を行う。 |
| | 施設の存在・供用 | 廃棄物運搬車両等の走行 | <ul style="list-style-type: none"> ごみ収集車両等の運行管理を行うことにより車両の集中を避ける。 ごみ収集車両等の不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速等の高負荷運転の防止等、エコドライブを徹底するほか、運搬車両のハイブリッド化を推進する。 ごみ収集車両等の整備・点検を徹底する。 |
| | | 煙突排ガスの排出 | <ul style="list-style-type: none"> 排ガスは、最新の排ガス処理技術により、法規制よりも厳しい計画目標値を満足させて排出する。 排ガス処理設備として、ろ過式集じん器（バグフィルター）及び消石灰等のアルカリ剤を吹き込む有害ガス除去設備、触媒脱硝設備の採用を基本とする。 燃焼温度、ガス滞留時間等について、関係法令等を遵守のうえダイオキシン類の発生を防止する条件を設定し、安定燃焼の確保に努めることによりダイオキシン類の発生を抑制するとともに、排ガス処理設備によりダイオキシン類を除去する。 ごみ質の均一化を図り適正負荷による安定した燃焼を維持することで大気汚染物質の低減に努める。 各設備は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。 排ガスの常時監視を行うとともに、定期的な調査を実施して計画目標値を超えないように適正な管理を実施する。 |
| 騒音 | 工事の実施 | 資材運搬車両等の走行 | <ul style="list-style-type: none"> 資材運搬車両等の走行ルートを指定するとともに、<u>工事着手前の段階で隣接する工業団地の管理主体である鳥取市と十分な協議調整を図り、ルートや時間帯で車両の集中が想定される場合には、必要に応じて本組合にて工事計画の見直しを行う。</u> 資材運搬車両等は、工程等の管理や配車の計画を行うことにより車両の集中を避けるとともに、整備、点検を徹底する。 資材運搬車両等の不要なアイドリングや空ぶかしをしないよう徹底する。 |
| | | 建設機械の稼働 | <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域の周囲に仮囲い等を設置し、周辺地域への騒音の防止に努める。 建設機械は、低騒音型建設機械を使用し、施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努める。 建設機械の整備・点検を徹底する。 |

<変更後>

第8章 環境保全措置

本事業の環境保全措置の内容を表8-1(1)～(6)に示す。

表8-1(1) 環境保全措置 (1/6)

| 環境要素 | 影響要因 | | 保全措置の内容 |
|----------|----------|---|---|
| 大気質 | 工事の実施 | 資材運搬車両等の走行 | <ul style="list-style-type: none"> 資材運搬車両等は、工程等の管理や配車の計画を行うことにより車両の集中を避ける。 資材運搬車両等は、アイドリングストップを徹底する。 資材運搬車両等は、整備、点検を徹底する。 |
| | | 土地造成工事の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域の敷地境界には仮囲い等を設置する。 粉じんの発生が予想される作業を行う場合や乾燥時、強風時には、適宜散水を行う。 |
| | 施設の存在・供用 | 廃棄物運搬車両等の走行 | <ul style="list-style-type: none"> ごみ収集車両等の運行管理を行うことにより車両の集中を避ける。 ごみ収集車両等の不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速等の高負荷運転の防止等、エコドライブを徹底するほか、運搬車両のハイブリッド化を推進する。 ごみ収集車両等の整備・点検を徹底する。 |
| 煙突排ガスの排出 | | <ul style="list-style-type: none"> 排ガスは、最新の排ガス処理技術により、法規制よりも厳しい計画目標値を満足させて排出する。 排ガス処理設備として、ろ過式集じん器（バグフィルター）及び消石灰等のアルカリ剤を吹き込む有害ガス除去設備、触媒脱硝設備の採用を基本とする。 燃焼温度、ガス滞留時間等について、関係法令等を遵守のうえダイオキシン類の発生を防止する条件を設定し、安定燃焼の確保に努めることによりダイオキシン類の発生を抑制するとともに、排ガス処理設備によりダイオキシン類を除去する。 ごみ質の均一化を図り適正負荷による安定した燃焼を維持することで大気汚染物質の低減に努める。 各設備は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。 排ガスの常時監視を行うとともに、定期的な調査を実施して計画目標値を超えないように適正な管理を実施する。 | |
| 騒音 | 工事の実施 | 資材運搬車両等の走行 | <ul style="list-style-type: none"> 資材運搬車両等の走行ルートを指定する。 資材運搬車両等は、工程等の管理や配車の計画を行うことにより車両の集中を避けるとともに、整備、点検を徹底する。 資材運搬車両等の不要なアイドリングや空ぶかしをしないよう徹底する。 |
| | | 建設機械の稼働 | <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域の周囲に仮囲い等を設置し、周辺地域への騒音の防止に努める。 建設機械は、低騒音型建設機械を使用し、施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努める。 建設機械の整備・点検を徹底する。 |

表8-1(2) 環境保全措置 (2/6)

| 環境要素 | 影響要因 | | 保全措置の内容 |
|------|----------|-------------|---|
| 騒音 | 施設の存在・供用 | 廃棄物運搬車両等の走行 | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>廃棄物運搬車両等の走行ルートを指定するとともに、工事着手前の段階で隣接する工業団地の管理主体である鳥取市と十分な協議調整を図り、ルートや時間帯で車両の集中が想定される場合には、必要に応じて本組合にて工事計画の見直しを行う。</u> ・廃棄物運搬車両等の運行管理を行うことにより車両の集中を避ける。 ・廃棄物運搬車両等の不要なアイドリングや空ぶかしをしないよう徹底するほか、運搬車両のハイブリッド化を推進する。 ・廃棄物運搬車両等の整備、点検を徹底する。 |
| | | 計画施設の稼働 | <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備類を極力屋内に設置し、遮音対策に努める。また、屋外に設置する機器は、必要に応じて周辺の壁に吸音材を取り付けるなど、騒音を減少させる対策を行う。 ・給排気口、脱臭装置排気口等については、排気フード、消音ボックス等適切な防音対策を行う。 ・<u>騒音レベルが高い一部の機器（低圧蒸気復水器）を設置する室内天井に防音ルーバーを設置する。</u> ・低騒音型の機器を採用する。 |
| 振動 | 工場の実施 | 資材運搬車両等の走行 | <ul style="list-style-type: none"> ・資材運搬車両等の走行ルートを指定する。 ・資材運搬車両等は、工程等の管理や配車の計画を行うことにより車両の集中を避けるとともに、整備、点検を徹底する。 |
| | | 建設機械の稼働 | <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械は、低振動型建設機械を使用し、施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努める。 ・特定建設作業に該当しない作業についても、特定建設作業の振動の規制基準以下になるよう振動の防止に努める。 |
| | 施設の存在・供用 | 廃棄物運搬車両等の走行 | <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物運搬車両等の走行ルートを指定する。 ・廃棄物運搬車両等の運行管理を行うことにより車両の集中を避ける。 ・廃棄物運搬車両等の整備、点検を徹底する。 |
| | | 計画施設の稼働 | <ul style="list-style-type: none"> ・振動の発生するおそれのある設備機器は、防振装置等による防振対策を行う。 ・低振動型の機器を採用する。 |
| 悪臭 | 施設の存在・供用 | 計画施設の稼働 | <ul style="list-style-type: none"> ・ごみピット内の空気を燃焼用空気として強制的に吸引し、ごみピット内を常に負圧に保ち、臭気が漏れないようにする。また、炉内では高温で熱分解し、脱臭する。 ・ごみピットには投入扉を設け、ごみ投入時以外は閉じておく。 ・プラントホーム内の出入口にはエアカーテン及び自動扉を設置し、臭気の流出を防止する。 ・プラントホームは定期的に清掃し、悪臭の発生を防止する。 |
| 水質 | 工場の実施 | 造成工事 | <ul style="list-style-type: none"> ・沈砂槽を設置して一時的に雨水を貯留し、土砂を沈殿させた後に排水路を経て公共用水域に放流する。 ・段階的な切盛り工事の実施などの工事計画の検討により一時的な広範囲の裸地化を抑制する。 ・堆砂容量を確保するために、必要に応じて沈砂槽の堆砂を除去する。 ・台風、集中豪雨等が予想される場合には工事を行わず、必要に応じて造成面へのシート、土嚢による養生等の対策を講じる。 |
| | 施設の存在・供用 | 計画施設の稼働 | <ul style="list-style-type: none"> ・ごみピットや灰ピットは、堅固なコンクリート構造とし、汚水の地下浸透を防止する。 ・ごみピット汚水は炉内で高温酸化処理する。 ・プラント系排水や洗車排水は場内で再利用することを基本とし、余剰水については、集落排水処理施設の受入基準を厳守のうえ、除害施設により必要な処理を行ったうえで生活系排水と合流させ、蔵田馬場集落排水処理施設に放流する。 |

表 8-1(2) 環境保全措置 (2/6)

| 環境要素 | 影響要因 | | 保全措置の内容 |
|------|----------|------------------------|--|
| 騒音 | 施設の存在・供用 | 廃棄物運搬車両等の走行 | <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物運搬車両等の走行ルートを指定する。 ・廃棄物運搬車両等の運行管理を行うことにより車両の集中を避ける。 ・廃棄物運搬車両等の不要なアイドリングや空ぶかしをしないよう徹底するほか、運搬車両のハイブリッド化を推進する。 ・廃棄物運搬車両等の整備、点検を徹底する。 |
| | | 計画施設の稼働 | <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備類を極力屋内に設置し、遮音対策に努める。また、屋外に設置する機器は、必要に応じて周辺の壁に吸音材を取り付けるなど、騒音を減少させる対策を行う。 ・給排気口、脱臭装置排気口等については、排気フード、消音ボックス等適切な防音対策を行う。 ・<u>騒音レベルが高い一部の機器（誘引通風機及び排ガス再循環送風機）についてラギングによる対策、当該機器を設置する部屋の内壁に吸音材（グラスウール50mm）を取り付ける等の対策を講じる。</u> ・低騒音型の機器を採用する。 |
| 振動 | 工事の実施 | 資材運搬車両等の走行 | <ul style="list-style-type: none"> ・資材運搬車両等の走行ルートを指定する。 ・資材運搬車両等は、工程等の管理や配車の計画を行うことにより車両の集中を避けるとともに、整備、点検を徹底する。 |
| | | 建設機械の稼働 | <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械は、低振動型建設機械を使用し、施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努める。 ・特定建設作業に該当しない作業についても、特定建設作業の振動の規制基準以下になるよう振動の防止に努める。 |
| | 施設の存在・供用 | 廃棄物運搬車両等の走行 計画施設の稼働 | <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物運搬車両等の走行ルートを指定する。 ・廃棄物運搬車両等の運行管理を行うことにより車両集中を避ける。 ・廃棄物運搬車両等の整備、点検を徹底する。 ・振動の発生するおそれのある設備機器は、防振装置等による防振対策を行う。 ・低振動型の機器を採用する。 |
| 悪臭 | 施設の存在・供用 | 計画施設の稼働 | <ul style="list-style-type: none"> ・ごみピット内の空気を燃焼用空気として強制的に吸引し、ごみピット内を常に負圧に保ち、臭気が漏れないようにする。また、炉内では高温で熱分解し、脱臭する。 ・ごみピットには投入扉を設け、ごみ投入時以外は閉じておく。 ・プラットホーム内の出入口にはエアカーテン及び自動扉を設置し、臭気の流出を防止する。 ・プラットホームは定期的に清掃し、悪臭の発生を防止する。 |
| 水質 | 工事の実施 | 造成工事 | <ul style="list-style-type: none"> ・沈砂槽を設置して一時的に雨水を貯留し、土砂を沈殿させた後に排水路を経て公共用水域に放流する。 ・段階的な切盛り工事の実施などの工事計画の検討により一時的な広範囲の裸地化を抑制する。 ・堆砂容量を確保するために、必要に応じて沈砂槽の堆砂を除去する。 ・台風、集中豪雨等が予想される場合には工事を行わず、必要に応じて造成面へのシート、土嚢による養生等の対策を講じる。 |
| | 施設の存在・供用 | 計画施設の稼働 | <ul style="list-style-type: none"> ・ごみピットや灰ピットは、堅固なコンクリート構造とし、汚水の地下浸透を防止する。 ・ごみピット汚水は炉内で高温酸化処理する。 ・プラント系排水や洗車排水は場内で再利用することを基本とし、余剰水については、集落排水処理施設の受入基準を厳守のうえ、除害施設により必要な処理を行ったうえで生活系排水と合流させ、蔵田馬場集落排水処理施設に放流する。 |

表 8-1(5) 環境保全措置 (5/6)

| 環境要素 | 影響要因 | | 保全措置の内容 |
|------|----------|--------------------|---|
| 動物 | 工事の実施 | 造成工事に伴う濁水 | <ul style="list-style-type: none"> ・沈砂槽を設置して一時的に雨水を貯留し、土砂を沈殿させた後に排水路を経て公共用水域に放流する。 ・段階的な切盛り工事の実施などの工事計画の検討により一時的な広範囲の裸地化を抑制する。 ・堆砂容量を確保するために、必要に応じて沈砂槽の堆砂を除去する。 ・台風、集中豪雨等が予想される場合には工事を行わず、必要に応じて造成面へのシート、土嚢による養生等の対策を講じる。 |
| | 施設の存在・供用 | 施設の稼働に伴う騒音、振動 | <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備類を極力屋内に設置し、遮音対策に努める。また、屋外に設置する機器は、必要に応じて周辺の壁に吸音材を取り付けるなど、騒音を減少させる対策を行う。 ・給排気口、脱臭装置排気口等については、排気フード、消音ボックス等適切な防音対策を行う。 ・<u>騒音レベルが高い一部の機器（低圧蒸気復水器）を設置する室内天井に防音ルーバーを設置する。</u> ・低騒音型の機器を採用する。 ・振動の発生するおそれのある設備機器は、防振装置等による防振対策を行う。 ・低振動型の機器を採用する。 |
| | | 施設の稼働に伴う汚水 | <ul style="list-style-type: none"> ・ごみピットや灰ピットは、堅固なコンクリート構造とし、汚水の地下浸透を防止する。 ・プラント系排水や洗車排水は場内で再利用することを基本とし、余剰水については、集落排水処理施設の受入基準を厳守のうえ、除害施設により必要な処理を行ったうえで生活系排水と合流させ、蔵田馬場集落排水処理施設に放流する。 |
| | | 施設の稼働に伴うカラス類、衛生昆虫類 | <ul style="list-style-type: none"> ・収集したごみは屋内で管理すると共に、収集車についても屋内で洗車することで、カラス類の誘因や衛生昆虫の発生を抑制する。 |
| 水生生物 | 工事の実施 | 造成工事 | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>キイロヤマトンボ、クロゲンゴロウ、キベリクロヒメゲンゴロウ</u>を中心としたため池の生物については、本事業の施工時に確認された場合付近のため池等へ移殖を行う。 ・調整池、水路についてはその機能上問題がない範囲で、生物が利用可能な構造とする。 ・工業団地の計画区域で確認されたイチョウウキゴケについては、工業団地の事業者に対して今回得られた情報を提供し、貴重な動植物の保全の推進に係る働きかけを行う。 ・ゲンジボタルについては、本事業の供用時にモニタリングを実施して、必要と考えられる場合には、調整池や用水路等に移殖を行う。 |
| | | 造成工事に伴う濁水 | <ul style="list-style-type: none"> ・沈砂槽を設置して一時的に雨水を貯留し、土砂を沈殿させた後に排水路を経て公共用水域に放流する。 ・段階的な切盛り工事の実施などの工事計画の検討により一時的な広範囲の裸地化を抑制する。 ・堆砂容量を確保するために、必要に応じて沈砂槽の堆砂を除去する。 ・台風、集中豪雨等が予想される場合には工事を行わず、必要に応じて造成面へのシート、土嚢による養生等の対策を講じる。 |
| | 施設の存在・供用 | 施設の稼働に伴う汚水 | <ul style="list-style-type: none"> ・ごみピットや灰ピットは、堅固なコンクリート構造とし、汚水の地下浸透を防止する。 ・プラント系排水や洗車排水は場内で再利用することを基本とし、余剰水については、集落排水処理施設の受入基準を厳守のうえ、除害施設により必要な処理を行ったうえで生活系排水と合流させ、蔵田馬場集落排水処理施設に放流する。 |

表 8-1(5) 環境保全措置 (5/6)

| 環境要素 | 影響要因 | | 保全措置の内容 |
|------|----------|--------------------|---|
| 動物 | 工事の実施 | 造成工事に伴う濁水 | <ul style="list-style-type: none"> ・沈砂槽を設置して一時的に雨水を貯留し、土砂を沈殿させた後に排水路を経て公共用水域に放流する。 ・段階的な切盛り工事の実施などの工事計画の検討により一時的な広範囲の裸地化を抑制する。 ・堆砂容量を確保するために、必要に応じて沈砂槽の堆砂を除去する。 ・台風、集中豪雨等が予想される場合には工事を行わず、必要に応じて造成面へのシート、土嚢による養生等の対策を講じる。 |
| | 施設の存在・供用 | 施設の稼働に伴う騒音、振動 | <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備類を極力屋内に設置し、遮音対策に努める。また、屋外に設置する機器は、必要に応じて周辺の壁に吸音材を取り付けるなど、騒音を減少させる対策を行う。 ・給排気口、脱臭装置排気口等については、排気フード、消音ボックス等適切な防音対策を行う。 ・騒音レベルが高い一部の機器（誘引通風機及び排ガス再循環送風機）についてラギングによる対策、当該機器を設置する部屋の内壁に吸音材（グラスウール50mm）を取り付けるといった対策を講じる。 ・低騒音型の機器を採用する。 ・振動の発生するおそれのある設備機器は、防振装置等による防振対策を行う。 ・低振動型の機器を採用する。 |
| | 施設の存在・供用 | 施設の稼働に伴う汚水 | <ul style="list-style-type: none"> ・ごみピットや灰ピットは、堅固なコンクリート構造とし、汚水の地下浸透を防止する。 ・プラント系排水や洗車排水は場内で再利用することを基本とし、余剰水については、集落排水処理施設の受入基準を厳守のうえ、除害施設により必要な処理を行ったうえで生活系排水と合流させ、蔵田馬場集落排水処理施設に放流する。 |
| | 施設の存在・供用 | 施設の稼働に伴うカラス類、衛生昆虫類 | <ul style="list-style-type: none"> ・収集したごみは屋内で管理すると共に、収集車についても屋内で洗車することで、カラス類の誘因や衛生昆虫の発生を抑制する。 |
| 水生生物 | 工事の実施 | 造成工事 | <ul style="list-style-type: none"> ・キイロヤマトンボを中心とした、ため池の生物については、本事業の施工時に確認された場合付近のため池等へ移殖を行う。 ・調整池、水路についてはその機能上問題がない範囲で、生物が利用可能な構造とする。 ・工業団地の計画区域で確認されたイチョウウキゴケについては、工業団地の事業者に対して今回得られた情報を提供し、貴重な動植物の保全の推進に係る働きかけを行う。 ・ゲンジボタルについては、本事業の供用時にモニタリングを実施して、必要と考えられる場合には、調整池や用水路等に移殖を行う。 |
| | 工事の実施 | 造成工事に伴う濁水 | <ul style="list-style-type: none"> ・沈砂槽を設置して一時的に雨水を貯留し、土砂を沈殿させた後に排水路を経て公共用水域に放流する。 ・段階的な切盛り工事の実施などの工事計画の検討により一時的な広範囲の裸地化を抑制する。 ・堆砂容量を確保するために、必要に応じて沈砂槽の堆砂を除去する。 ・台風、集中豪雨等が予想される場合には工事を行わず、必要に応じて造成面へのシート、土嚢による養生等の対策を講じる。 |
| | 施設の存在・供用 | 施設の稼働に伴う汚水 | <ul style="list-style-type: none"> ・ごみピットや灰ピットは、堅固なコンクリート構造とし、汚水の地下浸透を防止する。 ・プラント系排水や洗車排水は場内で再利用することを基本とし、余剰水については、集落排水処理施設の受入基準を厳守のうえ、除害施設により必要な処理を行ったうえで生活系排水と合流させ、蔵田馬場集落排水処理施設に放流する。 |

表 8-1(6) 環境保全措置 (6/6)

| 環境要素 | 影響要因 | | 保全措置の内容 |
|----------|----------|-------------|---|
| 生態系 | 工事の実施 | 造成工事 | <ul style="list-style-type: none"> 土地利用計画において、約3.0haを残置森林とし、樹林を現況のまま保全する計画とする。 対象事業実施区域内には新たに緑地を設け周辺の自然環境に配慮する。 フクロウの分布状況については、本事業の工事前、工事の実施時、供用時にモニタリングを行ってその分布状況、繁殖状況を確認する。 モリアオガエルをはじめとする両生類の産卵環境を確保するため、ため池跡地に小規模な池を設ける。また、調整池、用水路についてはその機能上問題がない範囲で、生物が利用可能な構造とする。 |
| | 施設の存在・供用 | 施設の存在 | <ul style="list-style-type: none"> 生物の移動経路を確保するため、<u>対象事業実施区域南側の敷地境界付近を残置森林とする、又は低木による植栽を行うことにより、分断される樹林への移動経路を確保する。</u>なお、施設の性質上、<u>中小型ほ乳類の移動経路を確保する。</u> |
| 景観 | 施設の存在・供用 | 主要な眺望景観の改変 | <ul style="list-style-type: none"> 計画施設は、周辺の景観と調和したデザインとする。 計画施設の外壁等の材質は、周辺の景観との調和に配慮した素材の活用に努める。 対象事業実施区域の外周部に新設緑地や残置森林を配置して周辺の樹林との連続性を確保する。 |
| 触れ合い活動の場 | 工事の実施 | 資材運搬車両等の走行 | <ul style="list-style-type: none"> 資材運搬車両等の走行ルートについて運行管理を徹底し、可能な限り効率化・分散化を図る。 原則として、資材運搬車両等の走行時間帯は昼間12時間（7時～19時）とし、休日（日曜日、祝日）に工事は実施しない。 |
| | 施設の存在・供用 | 廃棄物運搬車両等の走行 | <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物運搬車両等の走行ルートについて運行管理を徹底し、可能な限り効率化・分散化を図る。 |
| 廃棄物等 | 工事の実施 | 建設工事 | <ul style="list-style-type: none"> 建設工事に伴い発生する産業廃棄物は、可能な限り再資源化する。工事にあたっては、分別排出を徹底し、「廃棄物処理法」により産業廃棄物の収集運搬業や処分業の許可を受けた業者に委託し、マニフェストを使用して適正に処理を行う。 |
| | 施設の存在・供用 | 施設の供用 | <ul style="list-style-type: none"> 焼却残渣（焼却灰等）については、全量埋立てを基本とするが、最終処分場の情勢に応じて、焼却残渣の一部を再利用することを検討する。 |
| 温室効果ガス | 施設の存在・供用 | 対象事業の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 排熱ボイラを設置して発電を行い、施設内の動力源として使用するほか、余剰電力は電力会社へ送電（売電）する。 対象事業実施区域内にはできる限り緑地を配置する。 施設の設備機器は省エネルギー型の採用に努める。 管理棟の照明や空調施設は省エネルギー型の採用に努める。 |

表 8-1(6) 環境保全措置 (6/6)

| 環境要素 | 影響要因 | | 保全措置の内容 |
|----------|----------|-------------|---|
| 生態系 | 工事の実施 | 造成工事 | <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用計画において、約3.0haを残置森林とし、樹林を現況のまま保全する計画とする。 ・対象事業実施区域内には新たに緑地を設け周辺の自然環境に配慮する。 ・フクロウの分布状況については、本事業の工事前、工事の実施時、供用時にモニタリングを行ってその分布状況、繁殖状況を確認する。 ・モリアオガエルをはじめとする両生類の産卵環境を確保するため、ため池跡地に小規模な池を設ける。また、調整池、用水路についてはその機能上問題がない範囲で、生物が利用可能な構造とする。 |
| | 施設の存在・供用 | 施設の存在 | <ul style="list-style-type: none"> ・残置森林より地ユノ谷と楮谷の間の斜面に連続して生物の移動経路を確保する。 |
| 景観 | 施設の存在・供用 | 主要な眺望景観の改変 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画施設は、周辺の景観と調和したデザインとする。 ・計画施設の外壁等の材質は、周辺の景観との調和に配慮した素材の活用に努める。 ・対象事業実施区域の外周部に新設緑地や残置森林を配置して周辺の樹林との連続性を確保する。 |
| 触れ合い活動の場 | 工事の実施 | 資材運搬車両等の走行 | <ul style="list-style-type: none"> ・資材運搬車両等の走行ルートについて運行管理を徹底し、可能な限り効率化・分散化を図る。 ・原則として、資材運搬車両等の走行時間帯は昼間12時間（7時～19時）とし、休日（日曜日、祝日）に工事は実施しない。 |
| | 施設の存在・供用 | 廃棄物運搬車両等の走行 | <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物運搬車両等の走行ルートについて運行管理を徹底し、可能な限り効率化・分散化を図る。 |
| 廃棄物等 | 工事の実施 | 建設工事 | <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事に伴い発生する産業廃棄物は、可能な限り再資源化する。工事にあたっては、分別排出を徹底し、「廃棄物処理法」により産業廃棄物の収集運搬業や処分業の許可を受けた業者に委託し、マニフェストを使用して適正に処理を行う。 |
| | 施設の存在・供用 | 施設の供用 | <ul style="list-style-type: none"> ・焼却残渣（焼却灰等）については、全量埋立てを基本とするが、最終処分場の情勢に応じて、焼却残渣の一部を再利用することを検討する。 |
| 温室効果ガス | 施設の存在・供用 | 対象事業の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・排熱ボイラを設置して発電を行い、施設内の動力源として使用するほか、余剰電力は電力会社へ送電（売電）する。 ・対象事業実施区域内にはできる限り緑地を配置する。 ・施設の設備機器は省エネルギー型の採用に努める。 ・管理棟の照明や空調施設は省エネルギー型の採用に努める。 |

10-2-2 施設の供用時

施設の供用時における事後調査の項目及び方法等は、表10-2.2(1)、(2)に示すとおりである。また、供用時においては、表10-2.3に示す内容のモニタリングを継続して行う。

供用時における事後調査及びモニタリングの基本的考え方は、次のとおりである。

調査結果については、情報公開に努めるとともに類似施設である神谷清掃工場と同様に、今後地元住民により設けられる予定である協議会等と定期的な話し合いを行うことにより、適宜調査方法並びに調査期間等を見直していくこととする。

[鳥取県環境影響評価条例に基づく事後調査]

- ・ 煙突排ガスに関連する周辺大気環境調査及び事後調査に係る調査時期については、事業活動が定常となった時期（試運転期間（3ヵ月後）を経て、予測に用いたすべての設備機器（焼却炉を含む）が通常の稼働状態となった段階）から1年間を基本とする。ただし、その後の対応については、地元住民との協議状況等に基づき、必要に応じて調査計画の見直しを行う。
- ・ 施設の供用後に、環境影響が顕在化するまでに期間を要する土壌については、事業活動が定常となった時期から1年間を基本とする。ただし、その後の対応については、地元住民との協議状況等に基づき、必要に応じて調査計画の見直しを行う。
- ・ 動植物、水生生物及び生態系の調査については、影響を受ける側の特性（移植後に活着するまでの期間等）を踏まえ、1年～3年間程度を基本に調査を行う。

[供用後のモニタリング調査：大気汚染防止法に基づく調査、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査及び廃棄物処理法に係る施設維持管理計画に基づく自主測定]

- ・ 煙突排ガスを対象とした調査については、大気汚染防止法に基づき、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素を対象に2ヵ月に1回以上の頻度で調査を行うほか、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、毎年1回以上の調査を行う。
- ・ 廃棄物処理法に係る施設維持管理計画に基づく自主測定（排ガス測定等）については、上記の法定検査のなかで併せて行うものとする。

[供用後のモニタリング調査：自主的な調査]

- ・ 地下水については、事業進捗状況を踏まえ、事業活動が定常となった時期から1年間とし、以降毎年1回以上、継続的にモニタリングを行う。

[地元住民との定期的な協議に基づく意見等を勘案のうえ実施に努める内容]

以下の項目については今後実施予定としている地元住民との定期的な協議等により調査計画の見直しを行っていくこととする。

<変更後>

10-2-2 施設の供用時

施設の供用時における事後調査の項目及び方法等は、表10-2.2(1)、(2)に示すとおりである。また、供用時においては、表10-2.3に示す内容のモニタリングを継続して行う。

供用時における事後調査及びモニタリングの基本的考え方は、次のとおりである。

調査結果については、情報公開に努めるとともに類似施設である神谷清掃工場と同様に、今後地元住民により設けられる予定である協議会等と定期的な話し合いを行うことにより、適宜調査方法並びに調査期間等を見直していくこととする。

[鳥取県環境影響評価条例に基づく事後調査]

- ・ 煙突排ガスに関連する周辺大気環境調査及び事後調査に係る調査時期については、事業活動が定常となった時期（試運転期間（3ヵ月後）を経て、予測に用いたすべての設備機器（焼却炉を含む）が通常の稼働状態となった段階）から1年間を基本とする。ただし、その後の対応については、地元住民との協議状況等に基づき、必要に応じて調査計画の見直しを行う。
- ・ 施設の供用後に、環境影響が顕在化するまでに期間を要する土壌については、事業活動が定常となった時期から1年間を基本とする。ただし、その後の対応については、地元住民との協議状況等に基づき、必要に応じて調査計画の見直しを行う。
- ・ 動植物、水生生物及び生態系の調査については、影響を受ける側の特性（移植後に活着するまでの期間等）を踏まえ、1年～3年間程度を基本に調査を行う。

[供用後のモニタリング調査：大気汚染防止法に基づく調査、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査及び廃棄物処理法に係る施設維持管理計画に基づく自主測定]

- ・ 煙突排ガスを対象とした調査については、大気汚染防止法に基づき、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素を対象に2ヵ月に1回以上、水銀を対象に6ヵ月に1回以上の頻度で調査を行うほか、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、毎年1回以上の調査を行う。
- ・ 廃棄物処理法に係る施設維持管理計画に基づく自主測定（排ガス測定等）については、上記の法定検査のなかで併せて行うものとする。

[供用後のモニタリング調査：自主的な調査]

- ・ 地下水については、事業進捗状況を踏まえ、事業活動が定常となった時期から1年間とし、以降毎年1回以上、継続的にモニタリングを行う。

[地元住民との定期的な協議に基づく意見等を勘案のうえ実施に努める内容]

以下の項目については今後実施予定としている地元住民との定期的な協議等により調査計画の見直しを行っていくこととする。

<変更前：評価書 10-4 頁>

- ・煙突排ガスを対象とした周辺大気環境調査に係る調査期間等
- ・土壌調査に係る調査期間等

表10-2.2(1) 施設の供用時における事後調査の項目及び方法等

| 事後調査の項目 | | | 事後調査の手法等 | | |
|---------|----------------|---|---|--|---|
| 環境要素 | 活動要素 | 対象項目 | 調査地点等 | 調査の手法 | 調査期間 |
| 大気質 | 施設の稼働 | 二酸化硫黄 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 塩化水素 ダイオキシン類 | 最大着地濃度出現地点付近 2地点 現況調査を行った7地点 直近民家、老人ホーム、小 中学校等の要配慮施設5地 点 計14地点 | 環境基準等に準拠した現 地調査等 | 事業活動が定常 となった時期か ら1年間のうち 代表的な時期 (4季) |
| 騒音 | 施設の稼働 | 騒音レベル (L ₅) | 事業実施区域を取り囲む敷 地境界付近の1地点 直近民家1地点 計2地点 | 日本工業規格「環境騒音 の表示・測定方法 (JIS Z 8731)」に準拠した現地調 査 | 事業活動が定常 となった時期の 1日間 (24時 間) |
| | 廃棄物運搬 車両の走行 | 騒音レベル (L _{Aeq}) | 現況調査を行った河原イン ター線沿道1地点 | 日本工業規格「環境騒音 の表示・測定方法 (JIS Z 8731)」に準拠した現地調 査 | 事業活動が定常 となった時期の 1日間 (施設関 連車両走行時間 帯) |
| 振動 | 施設の稼働 | 振動レベル (L ₁₀) | 事業実施区域を取り囲む敷 地境界付近の1地点 直近民家1地点 計2地点 | 日本工業規格「振動レベ ル測定方法 (JIS Z 8735)」に準拠した現地調 査 | 事業活動が定常 となった時期の 1日間 (24時 間) |
| | 廃棄物運搬 車両の走行 | 振動レベル (L ₁₀) | 現況調査を行った河原イン ター線沿道1地点 | 日本工業規格「振動レベ ル測定方法 (JIS Z 8735)」に準拠した現地調 査 | 事業活動が定常 となった時期の 1日間 (施設関 連車両走行時間 帯) |
| 悪臭 | 施設の稼働 | 特定悪臭物質 (22物質) | 保全対象立地位置を勘案し た敷地境界付近2地点 (風上側、風下側) 最大着地濃度出現地点付近 2地点 直近民家、老人ホーム、小 中学校等の要配慮施設5地 点 計9地点 | 「特定悪臭物質の測定 の方法」(昭和47年環境庁告 示第9号)に準拠した現 地調査 | 事業活動が定常 となった時期の 夏季に1回 |
| | | 臭気指数 | 特定悪臭物質の調査地点と 同一地点 | 三点比較式臭袋法による 現地調査 | 事業活動が定常 となった時期の 夏季に1回 |
| 水質 | 施設の稼働 | 水質汚濁に係る 環境基準の項目 (健康項目、生 活環境項目) ダイオキシン類 イオン分析項目 | 現況調査を行った17地点 周辺の地下水2地点 計19地点 | 「水質汚濁に係る環境基 準について」(昭和46年環 境庁告示第59号)に準拠し た方法 「ダイオキシン類による 大気の汚染、水質の汚濁 及び土壌の汚染に係る環 境基準について」(平成11 年環境庁告示第68号)に 準拠した方法 JIS K0102「工場排水試験 方法」及びJIS K0101「工 業用水試験方法」 | 事業活動が定常 となった時期の 夏季に1回 |

<変更後>

- ・煙突排ガスを対象とした周辺大気環境調査に係る調査期間等
- ・土壌調査に係る調査期間等

表10-2.2(1) 施設の供用時における事後調査の項目及び方法等

| 事後調査の項目 | | | 事後調査の手法等 | | |
|---------|------------|--|---|--|---------------------------------|
| 環境要素 | 活動要素 | 対象項目 | 調査地点等 | 調査の手法 | 調査期間 |
| 大気質 | 施設の稼働 | 二酸化硫黄 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 塩化水素 水銀 ダイオキシソ類 | 最大着地濃度出現地点付近 2地点 現況調査を行った7地点 直近民家、老人ホーム、小 中学校等の要配慮施設5地 点 計14地点 | 環境基準等に準拠した現地調査等 | 事業活動が定常となった時期から1年間のうち代表的な時期(4季) |
| 騒音 | 施設の稼働 | 騒音レベル(L ₅) | 事業実施区域を取り囲む敷 地境界付近の1地点 直近民家1地点 計2地点 | 日本工業規格「環境騒音の表示・測定方法(JIS Z 8731)」に準拠した現地調査 | 事業活動が定常となった時期の1日間(24時間) |
| | 廃棄物運搬車両の走行 | 騒音レベル(L _{Aeq}) | 現況調査を行った河原インター線沿道1地点 | 日本工業規格「環境騒音の表示・測定方法(JIS Z 8731)」に準拠した現地調査 | 事業活動が定常となった時期の1日間(施設関連車両走行時間帯) |
| 振動 | 施設の稼働 | 振動レベル(L ₁₀) | 事業実施区域を取り囲む敷 地境界付近の1地点 直近民家1地点 計2地点 | 日本工業規格「振動レベル測定方法(JIS Z 8735)」に準拠した現地調査 | 事業活動が定常となった時期の1日間(24時間) |
| | 廃棄物運搬車両の走行 | 振動レベル(L ₁₀) | 現況調査を行った河原インター線沿道1地点 | 日本工業規格「振動レベル測定方法(JIS Z 8735)」に準拠した現地調査 | 事業活動が定常となった時期の1日間(施設関連車両走行時間帯) |
| 悪臭 | 施設の稼働 | 特定悪臭物質 (22物質) | 保全対象立地位置を勘案した敷地境界付近2地点(風上側、風下側) 最大着地濃度出現地点付近2地点 直近民家、老人ホーム、小中学校等の要配慮施設5地点 計9地点 | 「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和47年環境庁告示第9号)に準拠した現地調査 | 事業活動が定常となった時期の夏季に1回 |
| | | 臭気指数 | 特定悪臭物質の調査地点と同一地点 | 三点比較式臭袋法による現地調査 | 事業活動が定常となった時期の夏季に1回 |
| 水質 | 施設の稼働 | 水質汚濁に係る環境基準の項目(健康項目、生活環境項目) ダイオキシソ類 イオン分析項目 | 現況調査を行った17地点 周辺の地下水2地点 計19地点 | 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)に準拠した方法 「ダイオキシソ類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成11年環境庁告示第68号)に準拠した方法 JIS K0102「工場排水試験方法」及びJIS K0101「工業用水試験方法」 | 事業活動が定常となった時期の夏季に1回 |

表 10-2.2(2) 施設の供用時における事後調査の項目及び方法等

| 事後調査の項目 | | | 事後調査の手法等 | | |
|----------|-------|---------------------------------------|--|---|--|
| 環境要素 | 活動要素 | 対象項目 | 調査地点等 | 調査の手法 | 調査期間 |
| 土 壤 | 施設の稼働 | 土壌ダイオキシン類 土壌の汚染に係る環境基準項目 | 最大着地濃度出現地点付近 2地点 現況調査を行った7地点 直近民家、老人ホーム、小 中学校等の要配慮施設5地 点 計14地点 | 「ダイオキシン類に係る 土壌調査測定マニュアル」(平成21年環境省)に 基づく5地点混合調査 | 事業活動が定常となっ た時期から1年間のう ち代表的な時期(1 回) |
| 植 物 | 施設の存在 | ホンゴウソウの モニタリング | ホンゴウソウ確認地点周辺 とする。 | ホンゴウソウの生育地点 を確認し、分布状況、株 数等を記録する。 | 調査は供用時に実施 し、ホンゴウソウの確 認しやすい時期(8月 ~10月)に1回実施す る。 |
| 動 物 | 施設の稼働 | ため池に生息す る移動能力が低 い生物群 | 移殖地、及び対象事業実施 区域周辺の調整池等 | 任意調査により移殖した 生物の生息状況を確認す る。 | 調査は供用3年後とす る。調査時期は春季、 夏季、秋季の3回とす る。 |
| | | フクロウの生息 状況調査 | 対象事業実施区域周辺約 0.5kmの範囲 | 任意調査、定点調査等 によりフクロウの縄張りの 分布状況、繁殖状況を把 握する。 | 調査は供用時に実施 し、フクロウの繁殖時 期である2月、4月、 6月に調査を行う。 |
| | | 鳥類の生息状況 調査 | 対象事業実施区域周辺約 1.5kmの範囲 | 任意調査、定点調査によ り、ブッポウソウ、サン ショウクイ、トラツグ ミ、オオタカの生息、繁 殖状況を把握する。 | 調査は供用時に実施 し、鳥類の繁殖期であ る4月~7月に毎月1 回実施する。 |
| | | カスミサンショ ウウオ、イモリ の生息・産卵状 況の確認 | 対象事業実施区域周辺約 0.2kmの範囲 | 任意調査により移殖した カスミサンショウウオの 産卵状況、イモリの生息 状況を確認する。 | 調査期間は供用後3年 間とし、カスミサンシ ョウウオの産卵期、イ モリの越冬期である2 月~3月の間に2回実 施する。 |
| 水生 生物 | 施設の稼働 | 水生生物の分布 状況の確認 | 調整池、水路、ビオトー プ、ため池等 | 任意調査、ラインセンサ スによりキイロヤマトン ボ、クロゲンゴロウ、キ ベリクロヒメゲンゴロウ の分布状況を把握する。 | 調査は供用3年後とす る。調査時期は春季、 夏季の2回とする。 |
| | | ゲンジボタルの 分布状況調査 | 調整池、用水路、ビオトー プ等 | ラインセンサスによりゲ ンジボタルの分布状況を 把握する。 | 調査は供用3年後とす る。調査時期は初夏 季2回とする。 |
| 生態系 | 施設の存在 | 樹林地の連続性 の状況 | <u>分断される樹林地及び保全 措置とする残置森林又は植 栽帯</u> | 任意調査によりほ乳類等 の <u>小動物</u> の出現状況を確認 する。 | 調査は供用3年後とす る。調査時期は春季、 夏季、秋季の3回とす る。 |
| | | フクロウの生息 状況調査 | 動物に記載した内容と同様 | 動物に記載した内容と同 様 | 動物に記載した内容と同 様 |
| | | 両生類の繁殖状 況調査 | 調整池、用水路、ビオトー プ等 | 任意調査によりモリアオ ガエルを代表とする両生 類の繁殖状況を確認す る。 | 調査は供用3年後とす る。調査時期は5月、 6月に各1回とする。 |

<変更後>

表 10-2.2(2) 施設の供用時における事後調査の項目及び方法等

| 事後調査の項目 | | | 事後調査の手法等 | | |
|---------|-------|-----------------------------|--|--|--|
| 環境要素 | 活動要素 | 対象項目 | 調査地点等 | 調査の手法 | 調査期間 |
| 土 壤 | 施設の稼働 | 土壌ダイオキシン類 土壌の汚染に係る環境基準項目 | 最大着地濃度出現地点付近2地点 現況調査を行った7地点 直近民家、老人ホーム、小中学校等の要配慮施設5地点 計14地点 | 「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」(平成21年環境省)に基づく5地点混合調査 | 事業活動が定常となった時期から1年間のうち代表的な時期(1回) |
| 植 物 | 施設の存在 | ホンゴウソウのモニタリング | ホンゴウソウ確認地点周辺とする。 | ホンゴウソウの生育地点を確認し、分布状況、株数等を記録する。 | 調査は供用時に実施し、ホンゴウソウの確認しやすい時期(8月~10月)に1回実施する。 |
| 動 物 | 施設の稼働 | ため池に生息する移動能力が低い生物群 | 移殖地、及び対象事業実施区域周辺の調整池等 | 任意調査により移殖した生物の生息状況を確認する。 | 調査は供用3年後とする。調査時期は春季、夏季、秋季の3回とする。 |
| | | フクロウの生息状況調査 | 対象事業実施区域周辺約0.5kmの範囲 | 任意調査、定点調査等によりフクロウの縄張りの分布状況、繁殖状況を把握する。 | 調査は供用時に実施し、フクロウの繁殖時期である2月、4月、6月に調査を行う。 |
| | | 鳥類の生息状況調査 | 対象事業実施区域周辺約1.5kmの範囲 | 任意調査、定点調査により、ブッポウソウ、サンショウクイ、トラツグミ、オオタカの生息、繁殖状況を把握する。 | 調査は供用時に実施し、鳥類の繁殖期である4月~7月に毎月1回実施する。 |
| | | カスミサンショウウオ、イモリの生息・産卵状況の確認 | 対象事業実施区域周辺約0.2kmの範囲 | 任意調査により移殖したカスミサンショウウオの産卵状況、イモリの生息状況を確認する。 | 調査期間は供用後3年間とし、カスミサンショウウオの産卵期、イモリの越冬期である2月~3月の間に2回実施する。 |
| 水生生物 | 施設の稼働 | 水生生物の分布状況の確認 | 調整池、水路、ビオトープ、ため池等 | 任意調査、ラインセンサスによりキイロヤマトンボの分布状況を把握する。 | 調査は供用3年後とする。調査時期は春季、夏季の2回とする。 |
| | | ゲンジボタルの分布状況調査 | 調整池、用水路、ビオトープ等 | ラインセンサスによりゲンジボタルの分布状況を把握する。 | 調査は供用3年後とする。調査時期は初夏2回とする。 |
| 生態系 | 施設の存在 | 樹林地の連続性の状況 | 残置森林及びその周辺 | 任意調査によりほ乳類等の出現状況を確認する。 | 調査は供用3年後とする。調査時期は春季、夏季、秋季の3回とする。 |
| | | フクロウの生息状況調査 | 動物に記載した内容と同様 | 動物に記載した内容と同様 | 動物に記載した内容と同様 |
| | | 両生類の繁殖状況調査 | 調整池、用水路、ビオトープ等 | 任意調査によりモリアオガエルを代表とする両生類の繁殖状況を確認する。 | 調査は供用3年後とする。調査時期は5月、6月に各1回とする。 |

表 10-2.3 供用時におけるモニタリングの項目及び方法等

| 事後調査の項目 | | | 事後調査の手法等 | | |
|---------|-------|--------------------------------|--------------------------------------|--------------------------|---------------------------|
| 環境要素 | 活動要素 | 対象項目 | 調査地点等 | 調査の手法 | 調査期間 |
| 大気質 | 施設の稼働 | 硫黄酸化物 窒素酸化物 ばいじん 塩化水素 | 煙突 | 「大気汚染防止法」に基づく調査 | 施設供用後に2ヵ月を超えない作業期間ごとに1回以上 |
| | | ダイオキシン類 | 煙突 | 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく調査 | 施設供用後に毎年1回以上 |
| 地下水 | 施設の稼働 | 環境基準項目 ダイオキシン類 イオン分析項目 | 現地調査を行った 2地点 周辺の地下水2地点 計4地点 | 「水質汚濁に係る環境基準について」等に基づく調査 | 施設供用後に毎年1回以上 |

10-3 環境影響の程度が大きいことが明らかとなった場合の方針

事後調査の結果、環境への著しい影響が確認された場合またはそのおそれがある場合には、関係機関と連絡をとり、必要な措置を講ずるものとする。

10-4 事後調査の結果の公表の方法

事後調査の結果については、事業並びに事後調査の進捗状況に応じて、鳥取県東部広域行政管理組合のホームページにおいて公表する。

事後調査結果の報告及び公表時期については、工事完了後の段階に1回、供用時のすべての調査が終了した段階に1回の計2回を基本とする。

<変更後>

表 10-2.3 供用時におけるモニタリングの項目及び方法等

| 事後調査の項目 | | | 事後調査の手法等 | | |
|---------|-------|--------------------------------|--------------------------------------|--------------------------|---------------------------|
| 環境要素 | 活動要素 | 対象項目 | 調査地点等 | 調査の手法 | 調査期間 |
| 大気質 | 施設の稼働 | 硫黄酸化物 窒素酸化物 ばいじん 塩化水素 | 煙突 | 「大気汚染防止法」に基づく調査 | 施設供用後に2ヵ月を超えない作業期間ごとに1回以上 |
| | | 水銀 | | | 施設供用後に6ヵ月を超えない作業期間ごとに1回以上 |
| | | ダイオキシン類 | 煙突 | 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく調査 | 施設供用後に毎年1回以上 |
| 地下水 | 施設の稼働 | 環境基準項目 ダイオキシン類 イオン分析項目 | 現地調査を行った 2地点 周辺の地下水2地点 計4地点 | 「水質汚濁に係る環境基準について」等に基づく調査 | 施設供用後に毎年1回以上 |

10-3 環境影響の程度が大きいことが明らかとなった場合の方針

事後調査の結果、環境への著しい影響が確認された場合またはそのおそれがある場合には、関係機関と連絡をとり、必要な措置を講ずるものとする。

10-4 事後調査の結果の公表の方法

事後調査の結果については、事業並びに事後調査の進捗状況に応じて、鳥取県東部広域行政管理組合のホームページにおいて公表する。

事後調査結果の報告及び公表時期については、工事完了後の段階に1回、供用時のすべての調査が終了した段階に1回の計2回を基本とする。